

秦野市感謝状及び特別感謝状の贈呈の基準に関する要綱

(平成23年10月1日施行)

改正 平成25年4月1日

改正 令和 3年3月4日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の市勢の伸展、公共の福祉の増進等に貢献したものに感謝状を贈呈し、及び秦野市表彰条例（平成16年秦野市条例第16号）第4条第1項に定める自治功労表彰の要件に満たない者に、本市の地方自治への尽力に対して特別感謝状を贈呈するための基準を定める。

(公職等に係る感謝状贈呈の基準)

第2条 感謝状の贈呈は、次の各号のいずれかの職に5年以上在任した者について行う。

- (1) 自治会長、民生委員・児童委員、保護司、人権擁護委員、行政相談委員、青少年相談員、青少年指導員、スポーツ推進委員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める非常勤の調査員として、専門的な調査、指導等を行う委員
- (3) 教育委員会の委員
- (4) 選挙管理委員会の委員
- (5) 監査委員（議員選出以外の委員に限る。）
- (6) 公平委員会の委員
- (7) 農業委員会の委員
- (8) 固定資産評価審査委員会の委員

2 前項第3号から第8号までについては、退任した者に感謝状を贈呈する。

3 第1項に定めるもののほか、法令、条例その他の規程（要綱を含む。）により設置される委員（第5条第2号から第7号まで及び秦野市表彰条例第4条第1項第4号に規定する委員を除く。）の職のいずれか一つに10年以上在職し、退任した者に感謝状を贈呈する。

(ボランティア活動に係る感謝状贈呈の基準)

第3条 ボランティアとして、継続して10年以上活動し、かつ、その貢献が顕著と認められるものに感謝状を贈呈する。

(寄附に係る感謝状贈呈の基準)

第4条 50万円以上の金員の寄附（金銭に換算して50万円以上の物品の寄附を含む。）をしたものに感謝状を贈呈する。感謝状を贈呈しようとする年度から遡り3年以内の寄附の総額が50万円以上となる場合もまた同様とする。

（議員及び執行機関の委員に係る特別感謝状贈呈の基準）

第5条 特別感謝状の贈呈は、次に掲げる者で、その職を退任した場合に限り行う。

- (1) 市議会議員として3期（12年）在職した者
- (2) 教育委員会の委員として3期（12年）以上在職した者
- (3) 選挙管理委員会の委員として3期（12年）以上在職した者
- (4) 監査委員として3期（12年）以上在職した者
- (5) 公平委員会の委員として3期（12年）以上在職した者
- (6) 農業委員会の委員として4期（12年）以上在職した者
- (7) 固定資産評価審査委員会の委員として4期（12年）以上在職した者

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（適用区分及び在職期間の算定）

2 この要綱による改正後の秦野市感謝状及び特別感謝状の贈呈の基準に関する要綱第2条第3項の規定の適用については、平成24年11月4日以後に基準を満たす者に感謝状を贈呈する。この場合において、同日前においても在職した者に係る在職期間の算定に当たっては、その在職期間を算入する。

附 則（令和3年3月4日）

この要綱は、令和3年3月4日から施行する。